学校法人京都薬科大学経理事務に係る部局等の名称を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校法人京都薬科大学経理規則(以下「規則」という。)第2条に規定 する部局等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(部局等)

- 第2条 規則第2条に定める「部局等」とは、別表に掲げる分野及び所属等をいう。
- 2 「部局等」の長とは、前項に定める分野、所属等のそれぞれの管理責任者をいう。 (委任規定)
- 第3条 この要綱に定めるもののほか、経理事務に係る部局等に関して、必要な事項については、その都度、理事長が定める。

附則

この要綱は、1999年4月1日から施行する。

(中 略)

附則

この要綱(一部改正)は、2003年5月1日から施行する。

附則

この要綱(一部改正)は、2004年4月1日から施行する。

附則

この要綱(一部改正)は、2005年4月1日から施行する。

附目

この要綱(一部改正)は、教員の名称変更に伴い2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱(一部改正)は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱(一部改正)は、教室の名称変更に関する規程にもとづき、2008年2月1日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附則

この要綱(一部改正)は、2008年4月1日から施行する。

附則

この要綱(一部改正)は、2009年4月1日から施行する。

附則

この要綱(一部改正)は、2010年7月5日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則

この要綱(一部改正)は、2011年7月5日から施行し、2011年7月1日から適用する。

附則

- この要綱(一部改正)は、2012年1月12日から施行し、2011年11月1日から適用する。 附 則
- この要綱(一部改正)は、2012年4月1日から施行する。

附則

- この要綱(一部改正)は、2012年4月18日から施行し、2012年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱(一部改正)は、2012年11月21日から施行し、2012年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱(一部改正)は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要綱(一部改正)は、2014年9月1日から適用する。

附則

この要綱(一部改正)は、2015年4月1日から施行する。

附則

- この要綱(一部改正)は、2015年7月1日から施行し、2015年4月1日から適用する。 附 **則**
- この要綱(一部改正)は、2016年12月1日から施行し、2016年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱(一部改正)は、2017年4月1日から施行する。

附則

この要綱(一部改正)は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この要綱(一部改正)は、2018年4月1日から施行する。

(別表) 部局等に関する経理事務取扱要綱第2条に基づく部局等及びコード番号一覧表

コード	名	称	コード	名	称
0400	代謝分析学分野		3800	臨床薬学教育研究センター	
0500	薬品分析学分野		3900	情報処理教育研究セ	ンター
0600	薬品物理化学分野		3950	学生実習支援センタ	<u> </u>
0800	公衆衛生学分野		4000	共同利用機器センタ	<u> </u>
0900	衛生化学分野		4100	共同利用機器	
1000	生化学分野		4200	薬用植物園	
1100	病態生化学分野		4300	RIセンター	
1250	微生物・感染制御学分野	野	4400	バイオサイエンス研	究センター
1300	病態生理学分野		4600	図書館	
1400	薬理学分野		4700	生涯教育センター	
1500	臨床腫瘍学分野		4800	知的財産・産学官連	携センター
1600	臨床薬理学分野		4850	国際交流センター	
1700	薬物治療学分野		4960	事務局企画・広報課	
1800	薬物動態学分野		5000	事務局庶務課	
1900	薬剤学分野		5100	事務局会計課	
2050	臨床薬学分野		5200	事務局施設課	
2060	臨床薬剤疫学分野		5300	事務局教務課	
2070	統合薬科学系		5400	事務局入試課	
2100	物理学分野		5500	事務局学生課	
2200	数学分野		5600	事務局進路支援課	
2300	一般教育		5800	事務局研究・産学連	携推進室
2400	薬学英語分野		5900	事務局国際交流推進	室
2500	健康科学分野		5910	事務局情報管理推進	室
2950	細胞生物学分野		5920	事務局調達検収室	
3100	創薬科学フロンティア研究センタ	ター	6010	がんプロ養成プラン	
3200	薬化学分野		6100	4 大学連携機構	
3300	薬品化学分野		6200	教育改革推進事業	
3400	薬品製造学分野		6300	戦略的基盤形成支援	事業
3500	生薬学分野		6400	研究ブランディング	事業
3600	教育研究総合センター		6500	共同研究推進事業	
3700	薬学教育研究センター		6600	学生チャレンジ事業	

注1) 一般教育については、各教授又は准教授毎にコード番号を付し、単位分野として取扱うものとする。

注2) 共同利用機器については、共同利用機器毎にコード番号を付し、単位分野として取り扱うものとする。

注3) 4大学連携機構については、事業毎にコード番号を付し、単位部局として取扱うものとする。

注4) 付属名称、付属コード番号については別に定める。